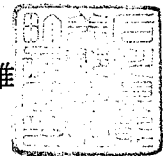


川北町告示第7号

川北町税条例（昭和56年条例第3号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和6年1月18日川北町告示第2号において、別途告示で定めることとされている期日（令和6年1月1日以降に到来する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第312条第3項第3号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）の期限を除く。）については、次に掲げるとおりとする。

令和6年3月7日

川北町長 前 哲 雄



対象となる申告等の期限		指定する期日
令和5年度分の普通徴収に係る個人の町民税の納期限	令和6年1月31日に期限が到来するもの	令和6年4月1日
	令和6年2月29日に期限が到来するもの	
	令和6年4月1日に期限が到来するもの	令和6年4月30日
令和5年度分の給与所得に係る個人の町民税の特別徴収税額の納期限	令和6年1月10日に期限が到来するもの	令和6年4月10日
	令和6年2月13日に期限が到来するもの	
	令和6年3月11日に期限が到来するもの	
令和5年分の町・県民税の申告の期限		令和6年4月30日
令和5年分の法第383条に基づく固定資産税の申告の期限		令和6年3月15日
令和5年度分の町たばこ税の申告、納期限	令和6年1月31日に期限が到来するもの	令和6年4月1日
	令和6年2月29日に期限が到来するもの	
	令和6年4月1日に期限が到来するもの	令和6年4月30日
令和5年度分の国民健康保険税の納期限	令和6年1月31日に期限が到来するもの	令和6年4月1日
	令和6年4月1日に期限が到来するもの	令和6年4月30日
上記以外の納入の期限		令和6年4月1日